

◆枚方市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業のご案内◆

枚方市では、意思疎通が困難な重度障害者の方を対象に、入院時のコミュニケーションを支援する事業を実施しています。

この事業は入院時、意思疎通に支援が必要な場合に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、医療機関のスタッフとの意思疎通を図り、円滑に医療行為が受けられるように支援するものです。

◆利用できる方

18歳以上で、次の[A] [B]両方の要件を満たす方、又は[A] [C]両方の要件を満たす方

[A] 意思疎通を図ることが困難な方

※意思疎通を図ることが困難な方とは…

障害支援区分の認定調査項目^注の「意思疎通等に関連する項目」のうち、次の項目のいずれかに該当する方

- | | |
|-----------|---|
| コミュニケーション | ・特定の者であればコミュニケーションできる
・会話以外の方法でコミュニケーションできる
・独自の方法でコミュニケーションできる
・コミュニケーションできない |
| 説明の理解 | ・理解できない
・理解できているか判断できない |

[B] 身体障害手帳所持者で区分4から6の方（重度訪問介護の利用の方は除く）

[C] 障害福祉サービス（重度訪問介護、施設入所支援、療養介護除く）、又は移動支援事業、又は日中一時支援事業の利用者で、身体障害手帳または精神手帳所持者で行動援護の利用対象の方、又は療育手帳所持者で区分3から6の方

※行動援護の利用対象の方とは…

障害支援区分の認定調査項目^注の「行動関連項目」が合計10点以上の知的障害又は精神障害のある方

注：認定調査項目の該当・非該当については、障害支援課にお問い合わせください。

◆利用時間数等

1医療機関の入院につき、入院日から1年間に30日間以内、50時間まで、かつ1日あたり5時間まで

◆利用料金

利用料はかかりません。（費用は枚方市が負担します。）

◆コミュニケーション支援員になれる人

日常的に利用者の支援を行う指定障害福祉サービス事業者の従業者として関わっており、

利用者ご本人と十分に意思疎通を図ることができる人

◆コミュニケーション支援の内容

ご本人と医師・看護師等との円滑な意思疎通を支援するため、診察時や病室等での利用者の主訴等を伝えるなど、コミュニケーションを支援します。

- ①利用者と医師・看護師等との円滑な意思疎通を支援するため、診察時や病室等での利用者の主訴等を伝えるなど、コミュニケーションを支援します。

【例】

- ・入院時の説明、聞き取りの際の意思疎通支援
- ・診察時や病室等で、利用者の主訴等を伝える意思疎通支援
- ・病院スタッフによる治療計画・入院計画の説明の際の意思疎通支援
- ・診察・処置・検査療養の説明、実施の際の意思疎通支援
- ・手術前後の説明、処置の際の意思疎通支援
- ・リハビリの説明、実施の際の意思疎通支援
- ・退院後の治療・療養の説明の際の意思疎通支援
- ・医療費制度・福祉保健制度の相談・説明の際の意思疎通支援
- ・その他の意思疎通支援

- ②医師や看護師等に、ご本人との意思伝達を図る方法や訴え（サイン）などを伝えます。

医療機関の診療報酬の対象となる介護等は含まれません。

- ・食事介助、トイレ介助、更衣介助、清拭介助等の身体介護
- ・院内の移動における、支える、車椅子を押すなどの介助
- ・診療報酬の対象となるサポートや、買い物の代行など
- ・病院から家族への病状伝達行為や治療法や手術等診療方針の同意を行うこと

◆利用方法

事前の確認

現在、契約している事業者に、同封の「事業者向け案内文」を渡して、この事業内容の支援をお願いできるか確認しておいてください。

（緊急で入院した時等にスムーズに支援が行えるよう、入院予定がない場合でも確認しておくことをお勧めします。）

入院する時（入院が決定した時）

- ①コミュニケーション支援員が入る事について、病院の許可をもらってください。
- ② 枚方市役所障害企画課に申請書を提出してください。（郵送可）入院期間がわかる書類を添付してください。申請書の様式は枚方市ホームページからダウンロードできます。
- （障害企画課では申請内容を審査した後、利用決定通知書を送付します。）
- ③ 利用決定通書を事業者に提示し、コミュニケーション支援員の派遣を依頼してください。

〔問合せ先〕 枚方市役所 障害企画課
〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号
電話：(072) 841-1152 FAX：(072) 841-5123